

「ししまろ」商標使用管理要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>2 高知県が所有する本商標とは、下記の商標をいう。</p> <p>(1) 「ししまろ」文字 商標番号 <u>登録第6727026号</u></p> <p>(2) 「ししまろ」図形(ロゴ) <u>商標番号 登録第6842127号</u></p> <p>3 本商標は、種苗法(平成10年法律第83号)その他関係法令を遵守し、別表1に定める品種を用いて高知県内で生産した青果物であって、別表2で指定する区分及び別に定める条件を満たした青果物及び加工品等の商品(以下「青果物及び商品」という。)に使用できるものとする。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年10月16日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>2 高知県が所有する本商標とは、下記の商標をいう。</p> <p>(1) 「ししまろ」文字 商標番号 第6727026号</p> <p>(2) 「ししまろ」図形(ロゴ) 出願番号 商願2024-010838</p> <p>3 本商標は、種苗法(平成10年法律第83号)その他関係法令を遵守し、別表1に定める品種を用いて高知県内で生産した青果物であって、別表2で指定する区分及び別に定める条件を満たした青果物及び加工品等の商品(以下「青果物及び商品」という。)に使用できるものとする。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月19日から施行する。</p>